

健康づくりポイント制度事業の実施について

(定例記者会見市長コメント)

平成 29 年 8 月 16 日

所管課:健康増進課

はいたい ぐすーよー ちゅーうがなびら。

「市民が自ら健康づくりに取り組む意識を促すことで、健康づくりの習慣化を目指す」ことを目的に、本日 8 月 16 日から「健康づくりポイント制度事業」を実施いたしますことを、市民の皆様にお知らせいたします。

当事業は、昨年度「那覇市がん検診等未受診者対策健康づくりポイント試行事業」を実施し、その経験を踏まえて、このたび新たに実施の運びとなったものです。

内容といたしましては、20 歳以上の市民が、健康づくりを行うごとにポイントを付与するもので、100 ポイント貯まると、抽選の上、先着 260 名の方に 1,000 円相当の報奨品を進呈いたします。

ポイントの取得には特定健診や各種がん検診等の受診が必須条件となります。その上で、本市が主催する運動イベントや健康教室などに参加した時、あるいは食の健康づくり協力店にてヘルシーメニューを利用した時などにポイントが付与されます。

ポイントカードやチラシは、那覇市保健所の健康増進課、本庁舎 1 階総合案内、各支所、那覇市保健センター、那覇市北保健センター、各公民館で配布しており、本市ホームページ内、健康なは 21 (第 2 次) のバナーからもダウンロードできます。

本市では、那覇市健康増進計画「健康なは 21 (第 2 次)」に基づき、昨年度より市民、関係機関・団体、ボランティア、行政等の協働により「健康づくり市民会議」を設置し、市民の健康づくり推進に取り組んでおります。

本事業が、特定健診やがん検診未受診者への受診促進につながり、皆様の健康寿命が延びることを心から期待しております。

市民の皆様におかれましては、積極的にポイントを取得され、健康づくりの一助としてご活用いただきますよう、ゆたさるぐとうにげーさびら。